

○岡山市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の副食費減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の副食費（おかず及びおやつ等の提供に要する費用をいう。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免事由及び減免額)

第2条 市長は、教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号及び2号に規定する認定こどもをいう。以下同じ。）の属する世帯（以下「世帯」という。）が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる場合は、副食費について当該各号に定める金額を減額し、又は免除することができる。

(1) 非自発的な失業、休業又は離職により世帯の収入が著しく減少した場合において、当該収入減少の事実の発生した月以後の3箇月以上の収入状況により推定した年間の所得額に基づき算定した市町村民税（特別区民税を含む。）の所得割合算額（岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表備考2に規定する所得割合算額をいう。）が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イに掲げる子どもの区分ごとに、それぞれ当該区分に定められた額未満となる場合 副食費の全額

(2) 疾病者のいる世帯の月平均医療費等支払額（第4条の規定による申請を行った日の属する月以前の2箇月以上の期間に支払った当該疾病者に係る医療費及びこれに準ずる諸経費の月平均額をいう。以下同じ。）が、当該世帯の月平均所得額（当該月平均医療費等支払額と同一期間の所得の月平均額をいう。）の3割以上の額となる場合 別表第1に定める金額

(3) 火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合 別表第2に定める金額

(4) 世帯に属する教育・保育給付認定子どもが伝染病により出席停止の指示を受け、

月の初日から末日まで通所することができなかつた場合 当該月の副食費の全額

(5) その他前各号に準ずる特別の事情があると市長が特に認める場合 市長が必要と認める金額

2 前項の規定により減額する額を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(減免期間)

第3条 前条の規定による減免は、次条の規定による申請のあった日の属する年度内に限るものとし、その期間は次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定による減免 市長が必要と認める期間

(2) 前条第1項第3号の規定による減免 減免事由の発生した日の属する月から6箇月

2 前条第1項第1号及び第2号の規定による減免については、当該減免事由が消滅した日の属する月の翌月以降の副食費の減免決定を取り消すものとする。

(申請)

第4条 第2条の規定による減免を受けようとする者は、副食費減免申請書(様式第1号)に副食費及び減免事由に該当することを証明する書類を添付して、申請しなければならない。

(決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は速やかに減免の可否を決定し、当該申請をした者に対して副食費減免決定通知(様式第2号)又は副食費減免申請却下通知(様式第3号)により通知するものとする。

(取消し)

第6条 市長は、第2条の規定による減免を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該減免の決定を取り消し、文書により通知するものとする。

(1) 第4条の申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為によって減免を受けていることが判明した場合

(2) 第2条各号に規定する減免事由に該当しなくなったことが判明した場合

(減免事由消滅の届出)

第7条 第2条の規定による減免を受けている者が、当該減免事由に該当しなくなったときは、直ちに副食費減免解除届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

| 月平均医療費等支払額が、その世帯の月平均所得額に占める割合 | 減免額 |
|-------------------------------|--------|
| 7割以上 | 副食費の全額 |
| 5割以上 | 副食費の5割 |
| 3割以上 | 副食費の3割 |

別表第2 (第2条関係)

| 火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合の損害の状況 | 減免額 |
|---|--------|
| 全焼又は全壊 | 副食費の全額 |
| 半焼又は半壊 | 副食費の5割 |
| 上記の損害に至らない程度の大きいもの | 副食費の3割 |

様式第1号（第4条関係）

年度 副食費減免申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

保護者 住 所
氏 名

印

岡山市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の副食費減免要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、岡山市が必要に応じて、保護者及び保護者と生計を一にする者の資産及び収入の状況等について、調査し、報告を求めることに同意します。

| | | | | |
|---|---------------|--------|-------|-----|
| 施 設 名 | | | | |
| 児 童 | (フリガナ) 氏 名 | | 性別 | 男・女 |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | (満 歳) | |
| 申請理由（該当事項を○で囲み詳細を裏面へ記入してください。） | | | | |
| 1 非自発的な失業、休業又は離職により世帯の収入が著しく減少した。 | | | | |
| 2 世帯に疾病者があり、医療費又はこれに準ずる諸経費を支払っている。 | | | | |
| 3 火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった。 | | | | |
| 4 子どもが伝染病により出席停止の指示を受け、月の初日から末日まで通所することができなかった。 | | | | |
| 5 1～4に準ずる特別の事情がある。 | | | | |

証明書等はここへのりで貼ってください。

(減免申請の具体的理由)

副食費減免決定通知

様

岡 山 市 長 印

以下のとおり減免を決定しましたので、通知します。

| | | | |
|---------|----|-------|----|
| 児 童 名 | | 生年月日 | |
| 児 童 番 号 | | 施 設 名 | |
| 内 容 | | | |
| 減免後月額 | | 決定区分 | |
| 変 更 期 間 | から | | まで |
| 備 考 | | | |

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 年 月 日
号

副食費減免申請却下通知

様

岡 山 市 長 印

以下のとおり減免申請を却下しましたので、通知します。

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 児 童 名 | | 生年月日 | |
| 児童番号 | | 施 設 名 | |
| 内 容 | | | |
| 理 由 | | | |

この処分不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

年度 副食費減免解除届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

保護者 住 所
氏 名

印

岡山市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の副食費減免要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|--------|---------------|--------|----|-----|
| 施 設 名 | | | | |
| 児 童 | (フリガナ) 氏 名 | | 性別 | 男・女 |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | (満 | 歳) |